

中国税務ニュースレター(2021年4月1日)

増値税小規模納税義務者に対する免税範囲の拡大

中国の「増値税」は、日本の「消費税」に相当する税金であり、物品等の販売であれば売上の13%が、サービス提供等であれば売上の6%が課されます(物品等により異なる税率が適用される場合もあります)。なお、中国にも「消費税」という税金がありますが、たばこ・アルコール・宝石といった贅沢品に課される税金であるため、日本の「消費税」とは性格が異なります(日本の旧「物品税」に相当します)。

日本の「消費税」では、①年間売上高が5,000万円以下であれば簡易課税制度が適用され、みなし仕入率を用いて消費税額を計算することができます。また、②年間売上高が1,000万円以下であれば消費税が免税となります。

中国の「増値税」にも同様の制度があり、①年間売上高が500万円以下であれば小規模納税義務者とみなされ、基本的には一律3%で増値税が徴収されます。また、②月間売上高が10万円以下であれば増値税が免税となります。

しかし、2021年3月31日付で「小規模納税義務者の増値税免税徴収管理問題に関する公告(国家税務総局公告2021年第5号)」が発表され、月間売上高が15万円以下であれば増値税が免税とされることになりました。したがって、免税範囲が拡大されたこととなります。

なお、上記公告と同時に、「増値税小規模納税義務者の増値税免税政策を明確にする公告(財政部 税務総局公告2021年第11号)」が発表され、免税範囲が拡大されるのは2021年4月から2022年12月までであることが規定されております。その後の取り扱いについては決まっていませんので、今後の動向について注視する必要があります。

(出所: 中国国家税務総局ホームページ)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162926/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162930/content.html>

以上

お問い合わせ

リーガレックス合同会社

東京事務所

業務執行社員 公認会計士・税理士 金子 広行(hiroyuki.kaneko@legalex.co.jp)

ニュースレター発行会社紹介

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治(公認不正検査士)
設立	2019年8月
事業概要	LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル5階 [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
ホームページ	https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。